



POLICE

# ホテル・旅館業者の皆様へ

御理解と御協力をお願いします

警察では、ホテル・旅館業者の皆様へ、厚生労働省令により施行されている旅館業法施行規則\*に基づき、下記事項の徹底をお願いしています

※ 平成17年2月9日健発第0209001号「旅館業法施行規則の一部を改正する省令の施行について」参照



♣ 宿泊者に対し、**宿泊者名簿への正確な記載**を働きかける

♣ **日本国内に住所を有しない外国人宿泊者**であるときは、

- 宿泊者名簿の国籍及び旅券番号欄への記載を徹底する
- 旅券（パスポート）の呈示を求め、旅券の写しを宿泊者名簿とともに保存する



♣ 宿泊者が**旅券の呈示を拒否する**場合には、

- ➡ その措置が**国の指導によるもの**であることを説明して呈示を求める
- ➡ さらに拒否する場合は最寄りの**警察署に連絡**する



また、

警察官から宿泊者名簿の閲覧請求があった場合には、御協力をお願いします（「個人情報の保護に関する法律」には抵触しません\*）

※ 平成26年12月19日健衛発1219第2号「旅館等における宿泊者名簿への記載等の徹底について」参照

- 👍 身分証等の呈示や写しの保管を拒否
- 👍 期限切れの旅券を呈示する
- 👍 一日中、客室に籠りっきり
- 👍 国籍の異なる複数の外国人の出入り
- 👍 宿泊者名簿に記載の氏名や住所等がでたらめ
- 👍 全く荷物を持たない、又はやたらと荷物が多い

こんな時は、迷わず警察に通報（情報提供）してね！接客のプロの鋭い観察力に期待しています！



テロの未然防止のために

岡山県警察



岡山県警察本部外事課 ☎ 0 8 6 - 2 3 4 - 0 1 1 0